

# 労働委員会の窓（令和6年10月分）

## 《会議関係》

- 10月11日 第1342回公益委員会議  
「令和6年（不）第2号事件の審査経過について」など2件
- 10月25日 第1236回愛媛県労働委員会総会  
「令和6年調整個別第5号サービス業紛争あっせん事件の終結について」  
など7件

## 《集团的労使紛争関係》

### ○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不) 第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

## 《個別的労使紛争関係》

### ○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別 第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第5号	サービス業	仕事を与えられなか った1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	打切り

### ○ 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	32	51
累計（4月～）	174	262

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

# 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談してみませんか？

## 労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

## 使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。  
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお  
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス [roudoui@pref.ehime.lg.jp](mailto:roudoui@pref.ehime.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>